

第1回足立区選挙管理委員会定例会

1. 日 時 令和8年1月5日(月) 午前11時
2. 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
3. 議 案 第1号議案 在外選挙人名簿の登録について
第2号議案 令和8年3月の選挙人名簿登録日について
第3号議案 選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について
4. 報 告 報告第1号 会議等の日程について
5. その他

第1号議案 在外選挙人名簿の登録について

資料1～2ページ

第2号議案 令和8年3月の選挙人名簿登録日について

資料3～4ページ

第3号議案 選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について

資料5～29ページ

報告第1号 会議等の日程について

資料30ページ

第1号議案 在外選挙人名簿の登録について

選挙人から在外選挙人名簿への登録申請を受けたので登録を行う。

事 項		男	女	計
12月15日現在の登録者数		202	299	501
12月16日から1月5日までの抹消者数		0	0	0
登録者数※1	最終住所によるもの	1	0	1
	本籍によるもの	0	0	0
登録移転者数※2		0	0	0
1月5日現在の登録者数		203	299	502

※1 海外に住んでいる選挙人（元々日本に住んでいて選挙人名簿に登録されていた方）が、現在の住まいを管轄する在外公館（いわゆる大使館または領事館のこと）の窓口で行う申請により登録されたもの。

※2 最終住所地（国外に出国する直前に有している住所地）の区市町村の選挙管理委員会に対して、国外転出届を提出した時から当該国外転出届に記載された転出予定日までの期間に申請し、選挙人名簿から在外選挙人名簿に登録を移したもの。

登録：ブラジル1名

第1号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和8年1月5日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	40	76	116
ドイツ	10	27	37
大韓民国	4	26	30
中華人民共和国	13	14	27
オーストラリア	7	18	25
フランス	9	13	22
英国(イギリス)	7	15	22
タイ	12	9	21
シンガポール	10	9	19
ブラジル	11	6	17
カナダ	1	15	16
台湾	9	4	13
スイス	2	8	10
フィリピン	7	1	8
オランダ	2	6	8
ベトナム	5	2	7
インドネシア	3	3	6
イタリア	1	5	6
ニュージーランド	3	1	4
ロシア	3		3
エクアドル	2	1	3
ガボン	2	1	3
ベルギー	2	1	3
エジプト	1	2	3
スペイン	1	2	3
チュニジア	1	2	3
パキスタン	1	2	3
マレーシア	1	2	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
アラブ首長国連邦	1	1	2
アルゼンチン	1	1	2
ウガンダ	1	1	2
オーストリア	1	1	2
スウェーデン	1	1	2
デンマーク	1	1	2
トルコ	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
リトアニア	1	1	2
ギリシャ		2	2
スリランカ		2	2
メキシコ		2	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
カメルーン	1		1
カンボジア	1		1
ギニア	1		1
コートジボワール	1		1
コロンビア	1		1
チリ	1		1
バーレーン	1		1
パラオ	1		1
バルバドス	1		1
バングラデシュ	1		1
フィンランド	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
ミャンマー	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
インド		1	1
エストニア		1	1
カザフスタン		1	1
グアテマラ		1	1
ソロモン		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ノルウェー		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
マリ		1	1
ヨルダン		1	1
	203	299	502

第2号議案 令和8年3月の選挙人名簿登録日について

選挙人名簿の定時登録は、公職選挙法第22条第1項に基づき、3月、6月、9月、12月の各1日現在で行っている。しかし、令和8年3月1日が日曜日に当たるため、同条に基づき、休日直後の2日(月)を登録日とする。

なお、公職選挙法施行令第14条第1項の規定に基づき、別紙のとおり登録日について告示する。

登録月	基準日	登録日
3月	1日(日)	2日(月)

【参考】

公職選挙法

(登録)

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 省略

公職選挙法施行令

(登録日等の告示)

第十四条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

2 省略

足立区選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和8年3月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により、告示する。

令和8年1月5日

足立区選挙管理委員会

登録月	登録を行う日
令和8年3月	3月2日

第3号議案 選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について

令和7年12月22日に公布・施行された「公職選挙法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、別紙のとおり「選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱」を改正する。

また、以下の理由により改正の必要が生じたため、併せて改正を行う。

1 省令の趣旨

これまで閲覧申出書を受理するにあたり、記名押印を求めていたところ、その義務付けを廃止し、届出者が自らにとって最も簡便な方法（署名又は記名押印）を選択し、届出を行うことができるようにする。

2 省令による「選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱」の改正内容

- (1) 各様式の押印欄を削除する。
- (2) 各様式の備考欄に、「「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。」を追加する。

3 その他の改正内容

- (1) 要綱にこれまで文書上の記載なく運用していた、「申出者ごとの閲覧予約日数の上限」を追加する。
- (2) 要綱の「閲覧人数の上限」について、現状の閲覧用端末台数に合わせ変更する。

4 施行年月日

令和8年1月5日

選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区選挙執行規程第9条(閲覧の手続)及び第13条(在外選挙人名簿の抄本の閲覧)の定めに基づき、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が管理する公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第19条に規定する選挙人名簿及び法第30条の2に規定する在外選挙人名簿(以下「選挙人名簿」という。)について、法第28条の2、法第28条の3及び法第30条の12に規定する選挙人名簿の抄本(以下「選挙人名簿抄本」という。)の閲覧に関する事務処理を定めるものとする。

(選挙人名簿抄本の閲覧の申出)

第2条 法第28条の2第1項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧(以下「閲覧」という。)の申出をする者(以下「申出者」という。)は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める様式による選挙人名簿抄本閲覧申出書(以下「申出書」という。)を委員会へ提出しなければならない。

- (1) 登録の有無の確認を目的とした閲覧をする場合(別記第1号様式)
 - (2) 政治活動(選挙運動を含む。)を目的とした閲覧をする場合(別記第2号様式)
 - (3) 政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧をする場合(別記第3号様式)
- 2 申出者が法第28条の2第1項に規定する政治活動(選挙運動を含む。)を目的として閲覧する場合における公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)に規定する資料は、次の各号の区分による。
- (1) 申出者が公職の候補者となろうとする者(公職にある者を除く。)である場合における規則第3条の2第2項第1号に規定する資料は、次のいずれかとする。
 - ア 団体等による候補者選考会あるいは推薦会における推薦決定を示すもの
 - イ 政党等による公認決定を示すもの
 - ウ 公職の候補者となろうとしていることを示すもの
 - エ その他委員会が適当と認めるもの
 - (2) 申出者が政党その他の政治団体である場合における規則第3条の2第2項第2号口に規定する資料は、次のいずれかとする。
 - ア 政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。)第12条の規定による収支報告書の写し
 - イ 規正法第9条の規定による会計帳簿の写し
 - ウ その他委員会が適当と認めるもの
- 3 申出者が法第28条の3第1項に規定する政治又は選挙に関する調査研究を目的として閲覧する場合における規則第3条の3第2項に規定する資料は、次のいずれかとする。
- ア 調査説明書(別記第4号様式)に必要事項を記載したもの
 - イ その他委員会が適当と認めるもの
- 4 第2項に規定する場合において、閲覧の申出ができるのは、当該申出者の公職に係る選挙区に関する部分に限るものとする。
- 5 閲覧申出日数は最大5日間までとする。

(閲覧の決定)

第3条 委員会は、申出者から第2条に掲げる申出書その他閲覧の申出に必要な書類のすべてが提出されたことを確認したときは、当該申出者に閲覧させるものとする。

(閲覧者に対する本人確認)

第4条 委員会が規則第3条の2第4項第2号の規定により選挙人名簿抄本を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)が本人であることを確認するために照会する文書及び回答書は、別記第5号様式及び別記第6号様式とする。

また、委員会が適当と認める書類は、本人であることが確認できる書類とする。

(閲覧の方法等)

第5条 閲覧者は、閲覧にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧は、委員会の職員の立ち会いのもとで、委員会が指定した時間及び場所において行

うこと。

- (2) 選挙人名簿抄本の破損、汚損又は加筆をしないこと。
- (3) カメラ及びカメラ付携帯電話その他の機器による複写及び撮影はしてはならないこと。
- (4) その他委員会の指示に従うこと。

(転記事項の制限)

第6条 閲覧者が閲覧した事項を転記する場合は、申出書により許可された事項以外の転記をしてはならない。

(閲覧の拒否)

第7条 法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由とは、次の場合をいう。

- (1) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が判明しており、当該加害者から支援対象者についての閲覧の申出があったとき。
- (2) 閲覧者が3名以上するとき。
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

(公表時期)

第8条 法第28条の4第7項に規定する閲覧状況の公表については、毎年12月に行うものとする。

2 公表の方法は、告示および足立区ホームページへの掲載により行うものとする。

(文書保存年限)

第9条 申出書その他関係書類の保存は、足立区文書管理規程(昭和60年足立区訓令甲第5号)の定めるところによる。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第10条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の抄本の閲覧について準用する。

なお、申出者は次の各号の区分に応じて、別記第7号から第9号様式による申出書を提出しなければならない。

- (1) 登録の有無の確認を目的とした閲覧をする場合(別記第7号様式)
- (2) 政治活動(選挙運動を含む。)を目的とした閲覧をする場合(別記第8号様式)
- (3) 政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧をする場合(別記第9号様式)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は委員会が定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の廃止)

2 選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱(平成14年2月14日委員会決定)は、廃止する。

付 則(平成20年11月14日 20足選発第1657号 選挙管理委員会決定)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成31年4月15日 31足選発第207号 選挙管理委員会決定)

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

付 則(令和8年1月5日 7足選発第〇〇〇〇号 選挙管理委員会決定)

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)

年 月 日

足立区選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名

印



住所

(電話番号)

下記のとおり、6に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧日時	年 月 日 () 時 分 から 時 分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人][同居の者][その他]の別を記載すること。)
備 考	

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第2号様式(第2条関係)

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

足立区選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名

印



住所

(電話番号)

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。) (できる限り具体的に記載すること。)
2 閲覧事項の利用の目的	
3 閲覧日時	年 月 日 () 時 分 から 時 分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6 閲覧対象者の範囲	
7 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員・構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき	
8 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
9 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
10 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
11 承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	(添付書類について記載すること。公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書きの規定により同項第2号口に掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄9及び11中の別添申出書の様式は、それぞれ公職選挙法施行規則別記第四号様式の二の二「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)

年 月 日

足立区選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名

印



住所

(電話番号)

(申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査・世論調査・学術研究)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧日時	年 月 日 () 時 分 から 時 分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。)
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6 閲覧対象者の範囲	
7 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。)
8 調査研究の成果の取り扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)
9 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)
10 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)
11 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
12 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の機関の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備考	(添付書類について記載すること。)

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中11の別添申出書の様式は、公職選挙法施行規則別記第四号様式の二の三「その二」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

調 査 説 明 書

調 査 の 名 称			
調 査 主 体 及 び 連 絡 先 、 担 当 者			
調 査 対 象 数	件	調査対象数で当区での 予定対象者数	件
調 査 の 目 的	調査の対象、抽出の方法、抽出率などを具体的に記入してください。		
調 査 項 目	調査票を添付したときは記入の必要はありません		
公 表 の 有 無	1 有 2 無 (公表しない理由)		
公 表 の 時 期	年 月 日		
公 表 の 方 法	報告書等により公表する場合には、報告書等の名称も記入してください。		
備 考			

別記第5号様式(第4条関係)

○ 足 選 収 第 ○ ○ ○ 号
○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

閱 覧 者
(住 所)

(氏 名)

足立区選挙管理委員会
委員長 ○ ○ ○ ○ 印

選挙人名簿抄本の閲覧に係る閲覧者の確認について(照会)

選挙人名簿抄本を閲覧するに当たり、公職選挙法施行規則第3条の2第4項第2号により、あなたが閲覧者本人であることを確認する必要がありますので、別紙により回答してください。

(注)閲覧する際には、別紙回答書及び本人確認ができるものを必ず持参してください。

別記第6号様式(第4条関係)

回 答 書

足立区選挙管理委員会から〇〇年〇月〇日付〇〇足選収第〇〇号により照会のあったことについて、私は、選挙人名簿抄本を閲覧する閲覧者本人であることに相違ありませんので、その旨回答します。

年 月 日

足立区選挙管理委員会
委員長 ○ ○ ○ ○

住 所

印の削除

氏 名

印

(注)氏名を自署しない場合は、記名押印をしてください。

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)

年 月 日

足立区選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名

印



住所

(電話番号)

下記のとおり、6に記載する者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧日時	年 月 日 () 時 分 から 時 分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人][同居の者][その他]の別を記載すること。)
備 考	

備考

- この様式は、公職選挙法第30条の12において準用する公職選挙法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

足立区選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名

印



住所

(電話番号)

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。) (できる限り具体的に記載すること。)
2 閲覧事項の利用の目的	
3 閲覧日時	年 月 日 () 時 分 から 時 分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6 閲覧対象者の範囲	
7 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員・構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき	
8 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
9 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、公職選挙法第30条の12において準用する公職選挙法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
10 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
11 承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第30条の12において準用する公職選挙法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	(添付書類について記載すること。公職選挙法施行規則第2条の2第1項において準用する公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書きの規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考

- この様式は、公職選挙法第30条の12において準用する公職選挙法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄9及び11中の別添申出書の様式は、それぞれ公職選挙法施行規則別記第二号様式の二「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)

年 月 日

足立区選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名
住所

印



(電話番号)

(申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査・世論調査・学術研究)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧日時	年 月 日 () 時 分 から 時 分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。)
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
6 閲覧対象者の範囲	
7 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。)
8 調査研究の成果の取り扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)
9 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)
10 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)
11 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、公職選挙法第30条の12において準用する公職選挙法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
12 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の機関の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備考	(添付書類について記載すること。)

備考

- この様式は、公職選挙法第30条の12において準用する公職選挙法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中11の別添申出書の様式は、公職選挙法施行規則別記第二号様式の三「その二」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

承認法人に関する申出書

年 月 日

足立区選挙管理委員会委員長 様

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

(電話番号)



印

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第28条の2第7項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(公職選挙法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

備考「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

承認法人に関する申出書

年 月 日

足立区選挙管理委員会委員長 様

申出者

政党その他の政治団体の名称



代表者の氏名

印

主たる事務所の所在地

(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第30条の12において準用する公職選挙法第28条の2第7項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(公職選挙法第30条の12において準用する公職選挙法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

備考「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)

記載例

令和●年 ●●月 ●●日

足立区選挙管理委員会委員長 様

氏名について
 (1)自署の場合は
 押印省略可。
 (2)氏名が印刷等の
 場合は要押印。

氏名 選管 行造

住所 足立区中央本町1丁目17番1号

(電話番号) 03-●●●●-●●●●

下記のとおり、6に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	<p>(できる限り具体的に記載すること。)</p> <p>●●選挙において、私と同居している選管太郎が投票に行ったが、選挙人名簿に登録が無いことを理由に投票ができなかった。そのため、本当に選挙人名簿に登録が無いのか確認したい。</p>
3 閲覧日時	令和●年 ●●月 ●●日 (金) 10時 00分 から 12時 00分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
5 閲覧事項の管理の方法	<p>(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)</p>
6 閲覧対象者	<p>(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人][同居の者][その他]の別を記載すること。)</p> <p>選管 太郎(足立区中央本町一丁目17番1号)[同居の者]</p>
備考	

具体的理由を
 記入する。

選挙人が本人または同居している者について閲覧する場合は、
 この項目は記入しない。

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の指置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

記載例

令和●●年 ●●月 ●●日

足立区選挙管理委員会委員長 様

公職の候補者
又は
現職の長・議員

氏名について
(1)自署の場合は
押印省略可。
(2)氏名が印刷等の
場合は要押印。

氏名 選管 行造
住所 足立区中央本町●丁目●番●号
(電話番号) 03-●●●●●-●●●●

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 政治活動において利用する
3 閲覧日時	令和●●年 ●●月 ●●日(金) 10時 00分 から 12時 00分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	選管 一郎 足立区梅田●-●-● ×ソソセンキョ101 選管 次郎 杉並区高円寺●-●-● 選管 三郎 埼玉県草加市瀬崎町●-● 4名まで記入可能
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 鍵のかかる事務所内のロッカーで保存
6 閲覧対象者の範囲	中央本町一丁目～中央本町二丁目、 神明一丁目～神明三丁目 ●●投票区でもよい
7 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員・構成員である旨記載すること。) 閲覧者は、選管行造事務所の事務員である
申出者が公職の候補者等であるとき	
8 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) ※申出者が立候補予定者の場合→衆議院議員選挙 選管 行造 ※申出者が現職の場合 →都議会議員選挙 選管 行造(現職 足立区議会議員)
9 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない 申出者・閲覧者以外に、閲覧事項を取り扱わせる者がいる場合(□する)は、『候補者取扱者申出書』を提出
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
10 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	記入しない
11 承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない 記入しない
備考	(添付書類について記載すること。公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書きの規定により同項第2号口に掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。) 記入しない

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄9及び11中の別添申出書の様式は、それぞれ公職選挙法施行規則別記第四号様式の二の二「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

記載例

令和●年

●●月

●●日

足立区選挙管理委員会委員長 様

政党
又は
政治団体

氏名について
(1)自署の場合は
押印省略可。
(2)氏名が印刷等の
場合は要押印。

氏名 ●●党 ●●支部代表 選管 行造
住所 足立区中央本町●丁目●番●号
(電話番号) 03-●●●●-●●●●

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 政治活動において利用する
3 閲覧日時	令和●年 ●●月 ●●日(金) 10時 00分 から 12時 00分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	選管 一郎 足立区梅田●-●-● メゾンセンキョ101 選管 次郎 杉並区高円寺●-●-● 選管 三郎 埼玉県草加市瀬崎町●-●
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 鍵のかかる事務所内のロッカーで保存
6 閲覧対象者の範囲	中央本町一丁目~中央本町二丁目、 神明一丁目~神明三丁目
7 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役員・構成員である旨記載すること。) 閲覧者は、●●党●●支部構成員である
8 立候補しようとする選挙の種類	申出者が公職の候補者等であるとき (現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 記入しない
9 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第4項の規定による申出を 記入しない <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>
10 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	申出者が政党その他の政治団体であるとき 上記閲覧者及び●●党 ●●支部代表 選管 行造
11 承認法人の申出	別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない
備考	(添付書類について記載すること。公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書きの規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。) 足立区議会議員 足立 行造

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄9及び11中の別添申出書の様式は、それぞれ公職選挙法施行規則別記第四号様式の二の二「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)

記載例

令和●年 ●●月 ●●日

足立区選挙管理委員会委員長 様

個人

氏名について

- (1)自署の場合は押印省略可。
- (2)氏名が印刷等の場合は要押印。

氏名 選管 太郎
 住所 足立区中央本町●丁目●番●号
 電話番号)03-●●●●-●●●●

申請者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査・世論調査) 学術研究
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 政治や経済、社会問題等に関する有権者意識の調査対象者を抽出するため 具体的理由を記入する。
3 閲覧日時	令和●年 ●●月 ●●日 (金) 10時 00分 から 12時 00分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。) 選管 次郎 足立区梅田●丁目●番●号 4名まで記入可能
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 研究室のロッカーにて施錠して保管。論文発表後シュレッダーで裁断廃棄します。裁断廃棄は令和●年●月を予定。
6 閲覧対象者の範囲	第1投票区、第3投票区、第8投票区、第26投票区
7 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。) 記入しない
8 調査研究の成果の取り扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。) 令和●年●月の●●学会で発表を予定しています。
9 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。) 閲覧者は、選管太郎研究室の研究員
10 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。) 記入しない
11 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない 閲覧事項を申出者及び閲覧者以外に取り扱わせる場合(□する)は、『個人閲覧事項取扱者に関する申出書』を提出
12 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の機関の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。) 公益財団法人 選挙 理事長 岡 八郎 東京都足立区千住●丁目●番地 Aダキビル4階 申出者が受託者の場合のみ記入
備考	(添付書類について記載すること。) 調査票、研究室概要、委託契約書

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中11の別添申出書の様式は、公職選挙法施行規則別記第四号様式の二の三「その二」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)

記載例

令和●年 ●●月 ●●日

足立区選挙管理委員会委員長

法人

氏名について

- (1)自署の場合は押印省略可。
- (2)氏名が印刷等の場合は要押印。

氏名 ●●/サ一千株式会社 代表取締役 足立 頑張
 住所 足立区中央本町●丁目●番●号
 (電話番号)03-●●●●●-●●●●

申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査、世論調査、学術研究)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 政治や経済、社会問題等に関する有権者意識の調査対象者を抽出するため 具体的な理由を記入する。
3 閲覧日時	令和●年 ●●月 ●●日(金) 10時 00分 から 12時 00分まで
4 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。) 選挙 次郎 足立区梅田●丁目●番●号 4名まで記入可能
5 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 社内のロッカーにて施錠して保管。紙面発表後シュレッダーで裁断廃棄します。 裁断廃棄は令和●年●月を予定。
6 閲覧対象者の範囲	第1投票区、第3投票区、第8投票区、第26投票区
7 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。) ●●/サ一千株式会社 総務部長 足立 太郎
8 調査研究の成果の取り扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。) 令和●年●月の●●新聞の紙面上で発表を予定しています。
9 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。) 閲覧者は、●●/サ一千株式会社の契約調査員
10 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること) ●●/サ一千株式会社 総務部「政治や経済、社会問題等に関する有権者意識」調査担当2名
11 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない 記入しない
12 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の機関の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。) 株式会社●●新聞 代表取締役 足立 三郎 東京都足立区千住●丁目●番地 アダチビル4階 申出者が受託者の場合のみ記入
備考	(添付書類について記載すること。) 調査票、登記簿、会社概要、委託契約書

備考

- この様式は、公職選挙法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中11の別添申出書の様式は、公職選挙法施行規則別記第四号様式の二の三「その二」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

総行選第158号
令和7年12月22日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第111号。以下「改正省令」という。）が本日公布されました。

今回の公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）等の改正は、選挙人名簿の抄本の閲覧の申出等に係る様式から押印欄を削除する等の改正を行うものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正省令の内容を十分御理解いただくとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意ください。また、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対して、この旨周知するようお願いいたします。

また、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 公職選挙法施行規則別記第4号様式の2の2及び別記第4号様式の2の3、在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）別記第2号様式の2及び別記第2号様式の3並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成22年総務省令第61号）別記第5号様式及び別記第8号様式において、選挙人名簿の抄本の閲覧の申出等に係る様式から押印欄が削除されるとともに、申出の際に申出者の署名その他の措置を行う旨の備考が追加されたこと。（改正省令別記様式のうち押印欄の廃止関係）
- 2 改正省令は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正省令附則関係）
- 3 その他所要の規定の整理がされたこと。
- 4 なお、改正省令別記様式の備考に追加された「署名その他の措置」として考えられるものについては、「押印義務の見直し（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令）Q&Aの送付について」（令和2年12月18日付け事務連絡）別添「押印義務の見直し（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令）Q&A」のQ5を参照すること。

以上

○総務省令第百十一号
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第百四十五条及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)第百四十八条の規定に基づき、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和七年十二月二十二日
 総務大臣 林 芳正

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

〔公職選挙法施行規則の一部改正〕

第 一 公職選挙法施行規則(昭和二十五年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式(二)のニのイ中「(印)」を削り、備考を次のように定める。

備考

1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式(二)のニのイ中「(印)」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式(二)のニのイ中「(印)」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

備考 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式(二)のニのイ中「(印)」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

備考 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式(二)のニのイ中「(印)」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

備考 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式(二)のニのイ中「(印)」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

備考 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

第 二 在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第百二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式(二)のイ中「(印)」を削り、備考を次のように定める。

備考

1 この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第二号様式(二)のイ中「(印)」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第二号様式(二)のイ中「(印)」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

備考 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第九号様式中「(田張駐在官)」を削る。

(日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正)
 第 三 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則(平成二十二年総務省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
 別記第五号様式中「(印)」を削り、備考を次のように定める。

備考

1 この様式は、法第29条の2第1項の規定により、投票人が、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第五号様式中「(印)」を削り、備考を次のように定める。

備考

1 この様式は、法第42条の2において準用する法第29条の2第1項の規定により、投票人が、特定の者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 「申出書」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第九号様式(イ)を削り、別記第十一号様式(イ)を削り、別記第十五号様式(イ)を削り、別記第十六号様式(イ)を削る。

別記第十六号様式中「(田張駐在官)」を削る。

会議等の日程について

月日(曜日)	時間	事項	会場	対象	出席予定者
1月6日(火)	午後1時30分～午後2時30分	新年名刺交換会	庁舎ホール	全委員	委員長 声川委員
1月16日(木)	午前10時00分	第2回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
2月2日(月)	午前10時00分	第3回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
2月7日(土)	午後2時00分	ポスターコンクール表彰式	竹の塚センター 4階ホール	全委員	全委員
2月16日(月)	午前10時00分	第4回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
3月2日(月)	午前10時00分	第5回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
3月16日(月)	午前10時00分	第6回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
3月21日(土)	午前10時00分～午後6時00分	学生団体TEIGEN JP 「モギ区長選挙」	庁舎ホール	全委員	全委員
3月28日(土) 3月29日(日)	午前10時00分～午後4時00分	舎人公園 千本桜まつり	都立舎人公園	全委員	全委員
4月1日(水)	午前10時00分	第7回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
4月13日(月)	午後2時30分(役員会) 午後3時00分(委員長会)	特選連委員長会	江東区役所	委員長	委員長
4月15日(水)	午前10時00分	第8回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
4月21日(火)	午後2時00分	特選連通常総会	赤坂区民センター	全委員	全委員
5月1日(金)	午前10時00分	第9回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
5月15日(金)	午前10時00分	第10回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
5月20日(水)	未定	全選連東京支部 定期総会	府中の森芸術劇場	委員長	委員長
	午後1時30分～午後4時00分	足立区明るい選挙推進委員 前期セミナー	庁舎ホール	全委員	全委員
6月1日(月)	未定	第11回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
6月4日(木)	未定	全選連東京支部 定期総会	文京区ソビックホール	全委員	全委員
6月5日(金)	未定	全選連東京支部 選挙事務研究会	北とびあ	全委員	全委員
6月16日(月)	午前10時00分	第12回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
7月1日(水)	午前10時00分	第13回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
7月15日(水)	午前10時00分	第14回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
8月3日(月)	午前10時00分	第15回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
8月17日(月)	午前10時00分	第16回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
9月1日(火)	午前10時00分	第17回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
9月15日(火)	午前10時00分	第18回定例会	選挙管理委員会室	全委員	全委員
9月18日(金)	午前9時00分～正午	ポスターコンクール審査会	庁舎ホール	全委員	全委員

※日程は変更や追加になる場合がございますので、ご了承ください。

【追加】

3月21日 モギ区長選挙 開催時間
7月～9月の会議日程